# 情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会

# 報告書

平成30年10月

# (本県の歴史公文書の選定基準)

現在の選定基準は、詳細の定めがないため、選定がしにくい場合もある。

### (政府、他都道府県の選定基準)

- 国の選定基準、他県の選定基準とも「30年保存」、「部長決裁以上」の要件は設けていない。
- 本県より詳細な基準項目を定めているところも多い。

# (本県の選定方法)

• 主務課の裁量が大きく、作成から長期間経過した時点での判断となるため、判断にばらつきが生じたり、選定がしにくい場合もある。

# (他都道府県、政府の選定方法)

- 公文書管理法第5条第5項により、保存期間満了前のできるだけ早い時期に、保存期間が満了したときの措置(公文書館等への移管又は廃棄)を定めなければならないとされている。(以下「レコードスケジュールの設定」という。地方公共団体は努力義務(公文書管理法第34条))
- レコードスケジュールの設定を行っている国、他県においては、行政文書ファイル(簿 冊)毎に作成後速やかに保存期間が満了したときの措置を定めている。
- 国では、選定権限は行政機関にあるが、選定を行う際に国立公文書館の専門職員が技術的助言を行っている。
- 国、他県とも、専門職員やアーカイブズに関する研修を受けた者が選定に関わっている。 (本県の歴史公文書選定の運用状況)
  - 基準に適合していても、保存期間の延長等が行われ、歴史公文書に選定されていない。
  - 延長の主な要因は、「将来的に使用する可能性があること(廃棄不可)」

# 3 検証、見直しの視点

- (1) 選定基準等の妥当性
  - 適切に選定ができる明確な基準となっているか。
- (2) 選定時期・主体の妥当性
  - 保存年限終了後に主務課の判断で選定する方法は適当か。
- (3) 適正な運用の確保
  - 基準に適合した文書が確実に選定されているか。
- (4) 利活用の促進
  - 利用者を増加させたり活用を促す取組が必要ではないか。
- (5) 所蔵数の妥当性
  - 所蔵数が他県に比べて少ないのはなぜか。

#### 4 検証結果

(1) 選定基準等の妥当性

#### ≪考え方≫

• 本県の歴史公文書の選定基準については、選定する者が選定しやすいようにするとともに、公文書管理法の趣旨にのっとり、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責任が全うされるようにする視点から見直しが必要。

- 国、他県とも選定に「30年保存」、「部長決裁以上」の要件は設けておらず、選定数が少ない原因となっていると考えられる。
- 本県の選定基準においては、「重要なもの」の範囲が規定されておらず不明確な項目がいくつかあることから、選定すべきものが選定されない恐れがある。
- 歴史公文書に選定することとされている項目(以下「選定項目」という。)で、他県で 多く選定項目とされているが、本県では選定項目となっていないものがある。

# 《検証結果》

# [改善案]

- ア 本県の歴史公文書選定基準の基本方針に掲げる項目は、国の基準に準じ、次の項目とする。
  - (1) 県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する 重要な情報が記録された文書
  - (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
  - (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
  - (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書「30年保存」、「部長決裁以上」の要件は削除する。
- イ 選定項目のうち、範囲が不明確な項目について、説明又は具体例を記載する。
- ウ 選定基準は、専門家の意見を聞いて作成する。その検討に当たっては、レコードスケジュール制度を採用している各県の状況等を参考とし、選定項目を決定する本県にはないが、他県の選定基準に設けられている「公共事業に関する項目」等については、他県での収集・利用状況を調査し利用ニーズが高いもの、山形県として後世に残すべきものについて項目を追加する。

# (2) 選定時期・主体の妥当性

#### ≪考え方≫

- 文書作成時の主務課が文書の内容を最も理解していると考えられることから、主務課が保存期間満了前のできるだけ早い時期に判断することで、文書の内容を正確にとらえた適切な選定がより効率的にできると考えられる。
- 選定の権限が主務課のみにあると、歴史公文書とすべき文書が選定されずに廃棄される ことを防ぐことができないため、学事文書課(公文書センター)等専門知識を有する者も 選定に関する関与が必要。
- 適切な選定を行うためには、アーカイブズ学に関する専門知識を持つ者が関与することが望まれる。(知識やノウハウの継続性を保つ配慮も必要)

# 《検証結果》

#### [改善案]

- ア 保存期間満了前の、できるだけ早い時期にレコードスケジュールの設定を行う。
- イ レコードスケジュールの設定などの際には、専門知識を持つ者が技術的支援などの関 与を行う仕組みとする。
- ウ 職員をアーカイブズに関する研修に派遣し、専門知識を持つ職員を育成する。